

## 職業適性相談コーナー

☎052-485-7155

### 土曜日 に専門職員に相談できます!!

# 働く人の 悩みごと相談会

相談料 無料

### 開催のご案内



——仕事への興味や自信、こころの悩みなどに応じます——

働く方々が抱える雇用条件や職業適性、人間関係等の悩みに関する相談を専門職員が実施し、面接や電話で不満や不安の解決に向けた支援を行います。秘密は厳守します。

- 利用者の声
- ◎自分の考えが整理できた。
  - ◎自分では気づかなかった価値観の違いなどを知った。
  - ◎話し易かった。
  - ◎会社と相談する内容がまとまり参考になった。

日時 **第3回** 令和6年**3月2日 土曜日** 10:00~16:00

内容 **職業適性検査を活用した職業相談**

簡易検査（無料）を活用し、個人の性格特徴の把握を交えながら相談に応じます。

**こころの相談**

仕事に関する強い不安やストレス、人間関係等の悩みについて相談に応じます。

日時 **第4回** 令和6年**3月9日 土曜日** 10:00~16:00

**労働相談**

職場での困りごと、悩みごとなど労働に関するトラブルについての相談に応じます。

**アルコールに関する相談**

アルコールパッチテスト（無料）を活用し、アルコール代謝の体質を把握しながら、飲酒の相談に応じます。

場所 **愛知県産業労働センター(ウインクあいち) 17階**  
あいち労働総合支援フロア内 セミナールーム他

申込方法 職業適性相談コーナーまで電話にて事前予約又は当日直接お越しください。  
(ただし、相談は事前予約の方が優先となります。)

## あいち労働総合支援フロアのご案内

あいち労働総合支援フロアは、産業労働情報コーナー、就労支援コーナー、職業適性相談コーナー及び労働相談コーナーを設けて、労働・就業に関する幅広い最新情報の提供や様々な相談にお応えしています。

利用時間

月~金曜日 午前9時30分から午後6時まで  
土曜日 午前10時から午後5時まで  
(日曜日・祝日・年末年始を除く)

〒450-0002 名古屋市中村区名駅4丁目4-38  
愛知県産業労働センター(ウインクあいち) 17階  
URL <https://rodoshien-aichi.jp>



産業労働情報コーナー

☎052-485-7153

就労支援コーナー

就労支援セミナー  
☎052-485-7156  
在宅就業(内職)相談・あつ旋  
☎052-562-5016

ハローワーク

職業紹介・相談  
☎052-533-0890

職業適性相談コーナー

☎052-485-7155 (個人)  
☎052-485-7157 (企業・学校)

ママ・ジョブ・あいち  
☎052-485-6996

就労支援コーナー  
(在宅就業)

セミナー  
ルーム

愛知県  
労働協会  
総務課

労働相談  
コーナー

労働相談コーナー  
☎052-589-1405

産業労働  
情報コーナー

ママ・ジョブ・あいち  
あいち子育て女性  
再就職サポート  
センター

求人検索機

ハローワーク

職業適性  
相談  
コーナー

愛知県労働協会  
労働教育グループ  
☎052-485-7154

総合案内

ナース  
センター  
名駅支所

あいち障害者雇用  
総合サポート  
デスク

労働教育  
グループ

あいち障害者雇用総合サポートデスク  
☎052-583-1010

愛知県ナースセンター名駅支所  
☎052-433-1173



労働教育セミナーのご案内

☎052-485-7154

一日で学べる!職場で役立つ  
ビジネスマナー研修

日時 令和6年4月5日(金) 9:30~16:30  
講師 有限会社パブリックサービス  
石崎 友子 氏  
会場 ウィンクあいち(愛知県産業労働センター)  
あいち労働総合支援フロア(17階)  
名古屋市中村区名駅4丁目4-38  
受講料 12,000円(消費税込)

会場・WEB受講同時開催  
契約書の基礎知識と  
作成・チェックの要点

~契約書のポイント&トラブル防止策をわかりやすく解説~  
日時 令和6年4月17日(水) 10:00~16:30  
講師 弁護士法人飛翔法律事務所  
代表 弁護士 五島 洋 氏  
会場受講 ウィンクあいち(愛知県産業労働センター)  
あいち労働総合支援フロア(17階)  
名古屋市中村区名駅4丁目4-38  
WEB受講 Zoomウェビナー使用  
受講料 10,000円(消費税込)

会場・WEB受講同時開催  
部下も会社も自分も守る  
管理者が知っておくべき  
「法律知識」

日時 令和6年4月19日(金) 10:00~16:30  
講師 中山・男澤法律事務所  
弁護士 高仲 幸雄 氏  
会場受講 ウィンクあいち(愛知県産業労働センター)  
あいち労働総合支援フロア(17階)  
名古屋市中村区名駅4丁目4-38  
WEB受講 Zoomウェビナー使用  
受講料 10,000円(消費税込)

◆申込方法 愛知県労働協会ホームページ (<https://ailabor.or.jp/rodo/>) から、お申し込みください。  
◆申し込み・問い合わせ 公益財団法人愛知県労働協会 労働教育グループ 〒450-0002 名古屋市中村区名駅4丁目4-38 TEL 052-485-7154

労働相談コーナー

☎052-589-1405

労働相談コーナーでは、解雇、賃金、長時間労働、就業規則、労務管理、職場の人間関係などの労働相談を秘密厳守で行っています。相談員による相談のほか、専門家による相談も実施しています。



労働相談の御案内

弁護士、大学教授による特別相談 社会保険労務士、公認心理師等による専門労働相談 オンライン(Webex)による相談も実施(特別相談、専門労働相談に限る)

労働相談コーナーで受ける、よくある相談

**Q** 私は期間工で、契約期限がもうすぐです。会社から「これ以上更新しない。」と言われました。引き続き働くことはできないのでしょうか。

**A** 契約期間がある有期労働契約は、文字どおり期限がきたら終了するのが原則です。期間の定めが一応あっても、実質的に期間の定めのない状態にあるときや契約更新が期待されるだけの合理的な理由があると認められるときは、更新拒絶(雇止め)となり、解雇に相当する正当な理由が必要になります。したがって、会社に更新拒絶の理由を質問し、納得できないときは交渉してみてください。

- また、以下の点について確認してください。
- ① 労働条件通知書、労働契約書等が交付されているか。
  - ② 本当に「有期」の契約かどうか。実際には期間の定めのない契約になっていないか。
  - ③ 更新の有無の記載があるか。更新する場合の判断基準はどのように記載されているか。
  - ④ 会社側に更新(継続雇用)を期待させるような言動はなかったか。
  - ⑤ 実質的に期間の定めのない契約と考えられるとき、「解雇」が認められる正当な理由が備わっているか。

<解説>

◆労働契約期間に定めがある場合(有期契約)  
有期契約は、臨時・短期の必要性に基づき契約するのが一般的ですが、中には人員調整を容易にするため、便宜的に有期契約としつつ、これをくり返していることがあります。こうした場合、更新の手続きがずさんだったり、ときには更新手続きを省略したりして、そのまま引き続き雇用関係が続いていく例が見られます。このような場合の更新拒絶にあたっては、通常の「解雇」に相当する正当な理由が必要となります。  
形の上で有期契約となっている場合でも、契約更新の可否について審査されることなく、無条件に更新されているときや、期間満了後しばらく経ってから機械的に契約文書を作成するだけのときは、実質的には期間の定めのない雇用と考えられ、契約更新について合理的な期待が認められる余地は大きくなります。また、更新がたびたび繰り返され、特に問題がなく更新されてきているときは、実質的に期間の定めのないものと考えられる場合があります。  
こうした場合の更新拒絶(雇止め)は、「解雇」とみなされ、客観的・合理的な理由があ

り、社会通念上妥当と認められるかどうかで判断されます。  
また、解雇となれば、労働基準法第20条(解雇の予告)の解雇の手続きに従わなければなりません。

<参考判例：東芝柳町工場事件(最高裁一小 昭49.7.22)>

電気機器等の製造販売を目的とする会社が、契約期間を2か月と記載してある臨時従業員としての労働契約書を取りかわして入社した臨時工に対し、5回ないし23回にわたって労働契約の更新を重ねたのちにいわゆる雇止めの意思表示をした場合において、右臨時工が景気の変動による需給に併せて雇用量の調整を図る必要から雇用された基幹臨時工であって、その従事する仕事の種類、内容の点において本工と差異はなく、その採用に際しては会社側に長期継続雇用、本工への登用を期待させるような言動があり、会社は必ずしも契約期間満了の都度直ちに新契約締結の手続きをとっていたわけでもなく、また、従来基幹臨時工が2か月の期間満了によって雇止めされた事例は見当らず、自ら希望して退職するもののほか、そのほとんどが長期間にわたって継続雇用されているなどの事情があるときは、右雇止めの効力の判断にあたっては、解雇に関する法理を類推すべきである。

★2024年4月1日から労働条件明示のルールが変わります。

「労働基準法施行規則」と「有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準」の一部改正が令和6年4月1日に施行されることに伴い、労働条件明示事項等が変更されます。  
◎有期労働契約の締結時と更新時に、更新上限の有無とその内容の明示が求められます。さらに、最初の労働契約の締結後に更新上限を新設・短縮する場合には労働者にその理由をあらかじめ説明しなければなりません。  
◎有期契約労働者に対しては、無期転換申込権が発生する契約の更新のタイミングごとに、無期転換を申し込むことができる旨の明示と、無期転換後の労働条件の明示が必要となります。  
◎すべての労働契約の締結と有期労働契約の更新のタイミングごとに、雇入れ直後の就業場所・業務の内容に加えて、就業場所・業務の「変更の範囲」の明示が求められます。  
詳細は厚生労働省のホームページ「令和6年4月から労働条件明示のルールが改正されます」をご参照ください。 [https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_32105.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_32105.html)



ママ・ジョブ・あいち

☎052-485-6996

こんな方におススメ  
・働きたいけど一歩を踏み出せない方  
・何から始めたらいいかわからず悩んでいる方

すべて参加費は無料、求職活動認定の対象です。

各イベント等の詳細はホームページをご覧ください。  
URL: <https://famifure.pref.aichi.jp/womens-support/>

あいち子育て女性再就職サポートセンター運営事業

◆専任カウンセラーによる出張相談◆

~再就職を考えている子育て中の女性へ~  
再就職を考えている女性に対し、専任カウンセラーによる無料相談を実施します。不安や悩みなどモヤモヤした気持ちを相談できます。

- ◆日時: 令和6年2月8日(木) 9:30~12:20  
場所: 長久手市 長久手市役所 打合せ室1
- ◆日時: 令和6年2月15日(木)、21日(水) 9:30~12:20  
場所: 岩倉市 岩倉市役所 相談室
- ◆日時: 令和6年2月20日(火) 10:15~13:30  
場所: 豊川市 プリオ5階 市民相談室
- ◆日時: 令和6年2月28日(水) 9:30~12:20  
場所: 東海市 東海市芸術劇場 4階小練習室
- ◆日時: 令和6年3月7日(木) 10:00~15:00  
場所: 稲沢市 名古屋文理大学文化フォーラム  
「ハレノヒキャラバン」内ブース

女性働き手創出支援事業

◆女性のための職場見学会《製造業界編》◆

~実際の職場を見学することにより職業選択の幅を広げ、仕事に対する適性を確認~  
第5回は鋳物製造業に関するお仕事を見学します。

◆日時: 令和6年2月13日(火) 10:00~12:00 (集合9:30、解散12:30)  
見学先: 愛知ドビー株式会社

◆働きたい女性たちのワークショップ◆

~仕事と家庭の両立のために~with蒲郡  
そろそろ働きたいと考えているけど、家庭との両立ができるのだろうかといった不安や両立する上での課題について、ファシリテーターと共に話し合ってみませんか?

◆日時: 第6回 令和6年2月5日(月) 10:00~12:00  
【関小百合氏・松下育子氏】  
開催方法: オンライン(Zoom)

◆女性たちの職場復帰・再就職準備セミナー◆

- 第11回「アサーティブ・コミュニケーション」【新井伸子氏】  
◆日時: 令和6年2月16日(金) 10:00~12:00  
場所: とこなめ市民交流センター 講義室
- 第12回「カードゲームを通じて楽しみながら自分らしさを再発見!」【金指朋代氏】  
◆日時: 令和6年3月6日(水) 10:00~12:15  
場所: ウィンクあいち(愛知県産業労働センター) 17階 セミナールーム